

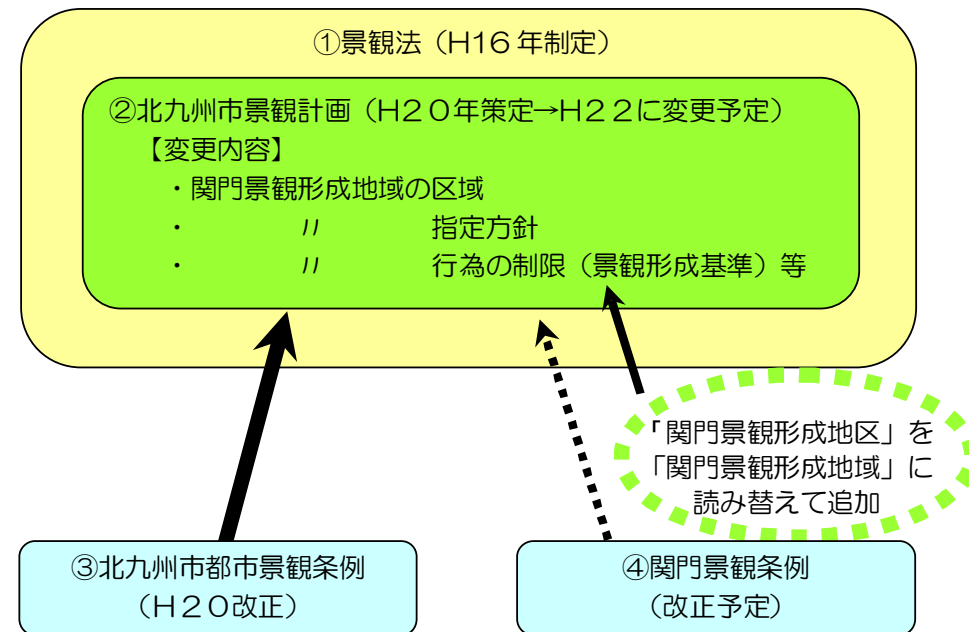
### 1. 「北九州市景観計画」の変更理由

- 景観法に基づき平成20年に策定された「北九州市景観計画」に、関門景観条例（平成13年制定）に基づく「関門景観形成地区」を追加するため、「北九州市景観計画」を変更するもの。

### 2. これまでの経緯

- 昭和59年10月 「北九州市都市景観条例」制定（昭和60年4月施行）
- 平成13年10月 下関市と本市が「関門景観条例制定」（県境を超えて同一名称・同一条文の条例は全国初）
- 平成16年6月 景観法制定
- 平成18年5月 市長が都市計画審議会に「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」について諮問、景観部会にて検討し、平成19年8月答申
- 平成20年7月 答申を受け「北九州市景観づくりマスタープラン」・景観法に基づく「北九州市景観計画」策定
- 平成20年10月 「北九州市都市景観条例」を景観法に基づく条例へ改正（平成21年4月施行）ただし「関門景観条例」は下関市が景観計画を未策定であったため未改正  
※下関市が「下関市景観計画」を平成22年度に策定することとなったので、現在の「関門景観条例」に規定された「関門景観形成地区」を、「北九州市景観計画」に定めるため、同計画の変更素案を作成。
- 平成21年12月 関門景観審議会意見聴取
- 平成22年2月 北九州市景観審議会意見聴取
- 平成22年4月 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施（4/1～4/30）

### 3. 「北九州市景観計画」の変更案の概要



#### 景観法（平成16年制定）

・わが国で初めての景観に関する総合的な法律。条例では限界のあった法的規制が一定の範囲で可能。

#### 北九州市景観計画（平成20年7月策定）

・景観法第8条に基づく良好な景観の形成に関する計画。景観法を適用するため必要となる景観法の対象区域・指定方針・景観形成の基準等を規定。

#### 北九州市都市景観条例（昭和59年制定 平成20年に景観法に基づく条例に改正済み）

・北九州らしい個性ある都市景観の整備に向けて、全国でも先進的に制定された景観条例。

#### 関門景観条例（平成13年制定 景観法に基づく条例に改正予定）

・魅力ある関門景観の形成のため、下関市と共同で制定された同一名称・同一条文の景観条例。両市の共有財産である関門景観について、対岸や海上からの景観を特に重視。

### 4. 「北九州市景観計画」の変更案の内容

- 関門景観条例第7条に規定された「関門景観形成地区」を「関門景観形成地域」として「北九州市景観計画」に含め、景観法に基づくものとする。

#### (1) 「関門景観形成地域」の区域を追加

これまで関門景観条例に定められていた「関門景観形成地区」を、対象となる区域は変更せず名称のみを変更し、「関門景観形成地域」として追加する。



#### (2) 「関門景観形成地域における指定方針」を追加

関門景観条例に規定された関門景観形成地区の指定方針である「関門景観の形成を積極的に推進していく地域」を「北九州市景観計画」に追加する。

#### (3) 「関門景観形成地域」の「行為の制限（景観形成基準）」を追加

関門景観条例に規定された関門景観形成地区の景観形成の基準を、「北九州市景観計画」に追加する。

### 5. 今後の取組み（予定）

- 市民意見及び都市計画審議会の意見を踏まえ、平成22年7月に「北九州市景観計画」の変更を告示予定。
- 「北九州市景観計画」の変更に合わせて、平成22年度中に「関門景観条例」を改正予定。

# 「北九州市景観計画」の変更案（概要）



追加箇所

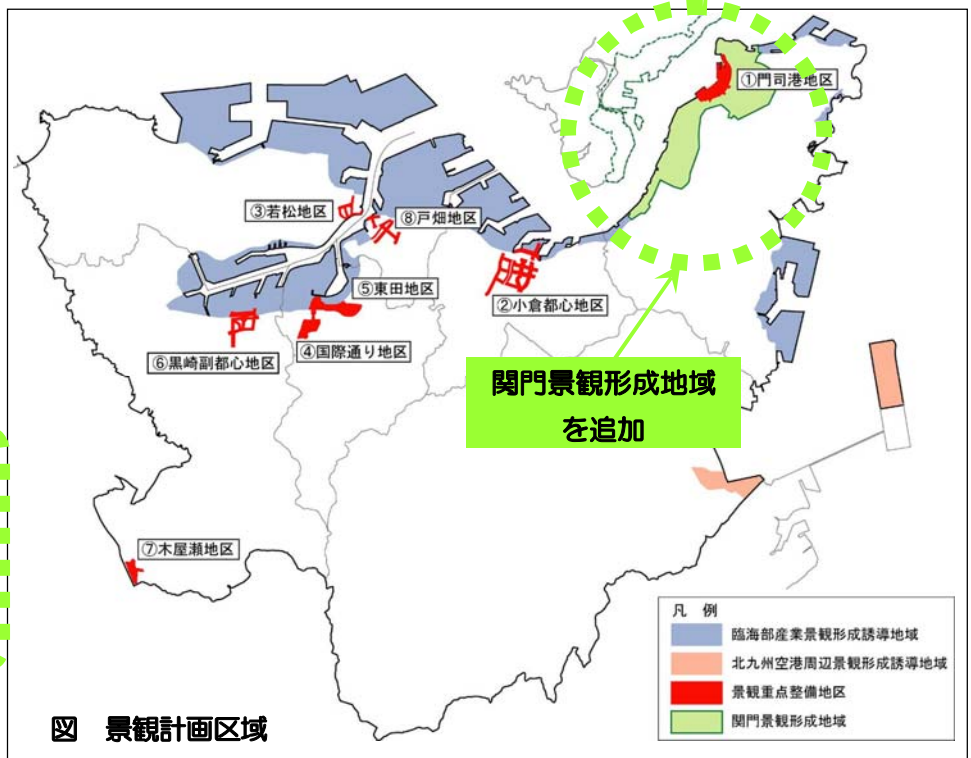


# 第1章 景観計画の区域

景観計画区域は、北九州市全域です。

この区域の中で、**景観形成誘導地域**（①臨海部 ②空港周辺）、**景観重点整備地区**（①門司港 ②小倉都心 ③若松 ④国際通り ⑤東田 ⑥黒崎副都心 ⑦木屋瀬 ⑧戸畑）を定めています。

これまでの「**関門景観形成地区**」を、対象となる区域をそのままとして名称を変更し「**関門景観形成地域**」として追加します。



## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

※対象となる市内の離島等は、図示していない。

### 1 全市域の方針

①人と自然が共生する躍動的なものづくり都市にふさわしい景観の形成 ②賑わいや親しみがあり、人々が生き生きと過ごせる街並み景観の形成 ③うるおいがあり、永く住み続けたいと思える景観の形成 ④都市軸や産業際、緑地際、水際の景観の形成 ⑤地区の特性に応じた個性豊かな景観の形成 ⑥優れた眺望景観の形成

### 2 屋外広告物に関する景観形成の方針

景観法と連携し、地域や地区の特性に応じた規制・誘導を実現するために、屋外広告物法による規制手法を拡充します。そして、北九州市屋外広告物条例による面積等の規模規制と景観協議による色彩・デザインの誘導の両輪で良好な景観形成を図ります。

### 3 景観上重要な公共施設の整備に関する方針

まちの顔となり、周辺の景観に影響を与える大規模な公共施設（道路、河川、公園、港湾等）の整備にあたっては、地域の良好な景観形成を先導していくものとします。特に景観上重要な公共施設については、景観重要公共施設として位置づけ、その整備方針を定めていくものとします。

### 4 緑地の保全・活用に関する方針

地域、地区、際を有機的に結び、市街地と山並みとが一体となったうるおいのある景観を育むために、都市緑地に関連する制度を活用し、連携を図りながら景観誘導を進めます。

### 5 景観形成誘導地域における指定方針

産業景観、都市近郊の緑地景観、主要な道路・鉄道の沿道・沿線景観、眺望景観など、まちの骨格を形づくり、比較的広範囲にわたって特徴的な景観を有する地域を景観形成誘導地域として指定しています。

### 6 景観重点整備地区における指定方針

都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区など、景観上重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備等により街並みの景観向上を図る地区として、景観重点整備地区を指定しています。

### 7 関門景観形成地域における指定方針

関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門景観の形成を積極的に推進していく地域として、**関門景観形成地域**を指定します。（「関門景観形成地区」を移行）

## 第3章 行為の制限（景観形成基準）

### 1 景観計画区域（届出対象：大規模建築物等）

景観計画区域では、全市を対象とし、まちの骨格を形づくっている自然景観、都市景観に与える影響の大きい大規模な建築物・工作物の建築行為等について、届出が必要です。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの。 ○高さが31mを超えるもの。 ○延べ面積が10,000㎡を超えるもの。ただし、店舗、遊戯施設等の集客施設の場合は、延べ面積が3,000㎡を超えるもの。
工作物の新設等	○高さが31mを超えるもの。

※ただし、工業専用地域内における行為は除きます。

建築物・工作物について、周囲の街並みとの調和、周辺の景観向上に役立つような配置・形態とする等の基準を定めています。特に、大規模な建築物の基調となる色彩については、周辺の景観を損なわないよう、原則として彩度6以下とする基準を定めています。

### 2 景観形成誘導地域

#### ① 臨海部産業景観形成誘導地域（「カラールネッサンス北九州」を移行・一部「関門景観形成地域」に一本化）

臨海部の景観を形成する一定規模以上の建築物・工作物の建築行為等について、届出が必要です。	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの。 ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
	工作物の新設等	○高さが10mを超えるもの。

13地区に区分し、屋根、外壁・タンク・煙突等、アクセントカラーの3項目について、各地区の景観特性を活かした色彩基準を定めています。（うすいブルー系などの基調色を追加）

#### ② 北九州空港周辺景観形成誘導地域（「北九州空港周辺景観形成ガイドライン」を移行）

北九州空港及び空港へのアプローチ道路周辺において、建築物・工作物の建築行為等を行う場合、届出が必要です。	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○規模に関わらず全て
	工作物の新設等	○建築確認申請を要するもの

建築物・工作物について、周囲の環境や建築物と調和し、広がりを感じられるような配置や高さとするなどの基準を定めています。



大規模建築物等



臨海部産業景観形成誘導地域



北九州空港周辺景観形成誘導地域

### 3 景観重点整備地区（「都市景観整備地区」を移行）



① 門司港地区



② 小倉都心地区



③ 若松地区



④ 国際通り地区



⑤ 東田地区



⑥ 黒崎副都心地区



⑦ 木屋瀬地区



⑧ 戸畑地区

景観重点整備地区内において、建築物・工作物の建築行為等を行う場合、届出が必要です。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○規模に関わらず全て
工作物の新設等	○建築確認申請を要するもの

建築物・工作物について、各地区の景観特性を活かした、配置、形態、色彩等の基準を定めています。

### 4 関門景観形成地域（「関門景観形成地区」を移行・「臨海部産業景観形成誘導地域」の一部を一本化）

関門景観形成地域内において、建築物・工作物の建築行為等、土地の形質の変更又は水面の埋立てを行う場合、届出が必要です。



対象行為		対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの。 ○延べ面積が1,000㎡以上のもの。
工作物の新設等		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの。 ○築造面積が1,000㎡以上のもの。 ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの。
土地の形質の変更 又は水面の埋立て	土地又は水面	面積が1,000㎡以上のもの。
	のり面、擁壁	高さ3m以上かつ延長10m以上のもの。

建築物・工作物等について、各地区の景観特性を活かした、配置、形態、色彩等に関する基準を定めています。（色彩基準について、うすいブルー系などの基調色を追加）

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

歴史や文化に根ざし、地域景観を形づくる景観上特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定していきます。指定にあたっては、市民の皆様の意見を聴きながら進めていきます。

## 第5章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

景観計画区域、景観形成誘導地域の北九州空港周辺景観形成誘導地域、景観重点整備地区、関門景観形成地域において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定め、色彩・デザインを誘導します。